

不利益処分 of 処分基準

処 分 の 内 容	処 分 の 内 容	マンション除却事業の促進措置命令
	根拠法令及び条項	マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の52第2項
	所管部課係名	まちづくり未来部建築審査課住宅係
	処 分 基 準	未設定（前例事務処理がないため）
基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	
	参 考 事 項	
準	設定等年月日	令和 年 月 日設定（令和 年 月 日最終変更）